

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

目次

本則

- 中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）

附則



○ 中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年<sup>内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</sup>令第一号）

改正案	現行
<p>（共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為）</p> <p>第十九条 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 共済代理店である銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の七各号（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）</p> <p>第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令</p>	<p>（共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為）</p> <p>第十九条 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 共済代理店である銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の五各号（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）</p> <p>第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令</p>

第二百八十五号) 第八条第一項第一号に規定する者をいう。以下この項において同じ。) 又はその役員若しくは使用人が、自己との間で共済契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら共済契約の募集をする行為

十三〜十九 (略)

2〜8 (略)

(書面の内容等)

第二十条 (略)

2 前項の書面には、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(第二十五条の二十において「日本工業規格」という。) Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。

3 (略)

第二十五条 (略)

(特定共済契約)

第二十五条の二 法第九条の七の五第三項(法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。次条から第二十五条の二十七

第二百八十五号) 第八条第一項第一号に規定する者をいう。以下この項において同じ。) 又はその役員若しくは使用人が、自己との間で共済契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら共済契約の募集をする行為

十三〜十九 (略)

2〜8 (略)

(書面の内容等)

第二十条 (略)

2 前項の書面には、日本工業規格 Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。

3 (略)

第二十五条 (略)

(新設)

までにおいて同じ。)に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる共済契約とする。

一 その責任準備金の金額に対応する財産の価額により、共済金等(法第五十八条第六項の共済金等をいう。以下同じ。)の金額が変動する共済契約

二 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標に係る変動により共済掛金の合計額を下回ることとなるおそれがある共済契約(前号に掲げるものを除く。)

三 共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約(次に掲げるものを除く。)

イ 前二号に掲げるもの

ロ 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を収受する共済契約であつて、共済事業を行う組合がてん補すべき損害の額を当該外国通貨をもつて表示するもの(共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約する共済契約を除き、事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。))を共済契約者とするものに限る。)

(契約の種類)

第二十五条の三 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品

(新設)

取引法第三十四条に規定する主務省令で定めるものは、特定共済契約（法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約をいう。第二十五条の十二第二号ニを除き、以下同じ。）とする。

1 (特定投資家が特定投資家以外の利用者とみなされる場合の期限日)

第二十五条の四 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する主務省令で定める場合は、共済事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該共済事業を行う組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する主務省令で定める日は、共済事業を行う組合が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十五条の五 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する主務省令で定める事

(新設)

(新設)

項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（同法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者として取り扱う旨

二 申出者は、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った共済事業を行う組合のみから対象契約に関して特定投資家以外の利用者として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であっても、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十五条の六 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下こ

（新設）

の条において同じ。)に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 共済事業を行う組合又は共済代理店(法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合又は共済代理店との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「利用者」という。)又は当該共済事業を行う組合若しくは共済代理店の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の用に係る電子計算機と利用者等(利用者及び利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 共済事業を行う組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機



に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けけない旨の申出をする場合にあつては、共済事業を行う組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 共済事業を行う組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（共済事業を行う組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、利用者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を利用者  
ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定  
により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記  
録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を  
通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供  
を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不  
要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、共済事業を行う組合  
又は共済代理店の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを備え  
た利用者等又は共済事業を行う組合若しくは共済代理店の使用に係  
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十五条の七 令第十条第一項及び第十一条第一項の規定により示  
すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第二十五条の十第一項各号に掲げる方法の  
うち共済事業を行う組合が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場  
合の期限日)

(新設)

第二十五条の八 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品

(新設)

取引法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める場合は、  
共済事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該共済  
事業を行う組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適  
切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第九条の七の五第三項において  
準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する  
期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2

法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第二十  
四条の三第二項に規定する主務省令で定める日は、共済事業を行う  
組合が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定  
する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面  
の記載事項)

第二十五条の九 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品

(新設)

取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める  
事項は、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法  
第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項において準用する  
同法第三十四条の三第二項第二号に規定する対象契約をいう。次項  
において同じ。)に関して申出者(法第九条の七の五第三項におい  
て準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者

をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った共済事業を行う組合のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十五条の十 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第

（新設）

三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「利用者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、共済事業を行う組合がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第二十五条の十一 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

（新設）

一 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する主務省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第

三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十五条の十二 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。)における申出者(法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるものを除く。)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。)に係る権利

(新設)



ハ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

ニ 法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約、農業協同組合法第十一条の三の三に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第

三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該共済事業を行う組合との間で特定共済契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場

合の期限日)

第二十五条の十三 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める場合は、共済事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める日は、共済事業を行う組合が前項の規定により定めた日であつて法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十五条の十四 法第九条の七の五第三項において準用する金融商

(新設)

(新設)

品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める事項は、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項において準用する同法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2| 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二| 申出者は、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った共済事業を行う組合のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（広告類似行為）

第二十五条の十五 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する主務省令で定める行為は、郵便

（新設）

、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定共済契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする共済事業を行う組合又は共済代理店の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第二十五条の二十一第一項第二号に規定する契約変更書面（特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容についての広告等の表示方法）

第二十五条の十六 共済事業を行う組合又は共済代理店がその行う特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 共済事業を行う組合又は共済代理店がその行う特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について広告等をするときは、令第十二条第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以

（新設）

外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(利用者が支払うべき対価に関する事項)

第二十五条の十七 令第十二条第一号に規定する主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 特定共済契約に係る共済掛金として収受した金銭その他の資産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権

(新設)

等と同項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

（利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十五条の十八 令第十二条第三号に規定する主務省令で定める事項は、当該特定共済契約に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実とする。

（新設）

（誇大広告をしてはならない事項）

第二十五条の十九 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 特定共済契約の解除に関する事項

二 特定共済契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定共済契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四 特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二十五条の二十 契約締結前交付書面には、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二十五条の二十三第一項第八号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 共済事業を行う組合又は共済代理店は、契約締結前交付書面には、第二十五条の二十三第一項第一号に掲げる事項及び法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

(新設)



第二十五条の二十一 法第九条の七の五第三項において準用する金融

(新設)

商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げる場合とする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(以下「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十条の二第四項及び令第十条の規定並びに第二十五条の六の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(利用者が支払うべき対価に関する事項)

第二十五条の二十二 法第九条の七の五第三項において準用する金融

(新設)

商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この条におい

て同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 第二十五条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二十五条の二十三 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二 特定共済契約の申込みの撤回等(法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等をいう。)に関する事項

三 共済契約者又は被共済者が行うべき告知に関する事項

四 共済責任の開始時期に関する事項

五 共済掛金の払込猶予期間に関する事項

六 特定共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項

七 特定共済契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

八 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

九 当該特定共済契約に関する租税の概要

十 利用者が当該共済事業を行う組合又は当該共済代理店がその委託を受けた共済事業を行う組合に連絡する方法

十一 当該共済事業を行う組合又は当該共済代理店がその委託を受けた共済事業を行う組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）

十二 その他利用者の注意を喚起すべき事項

2 一の特定共済契約の締結について共済事業を行う組合及び共済代理店が法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し契約締結前交付書面を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第二十五条の二十四 特定共済契約が成立したときに作成する法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の四

（新設）

第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定共済契約の成立後遅滞なく利用者に共済証書を交付する場合にあつては、当該共済証書に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

一 当該共済事業を行う組合又は当該共済代理店がその委託を受けた共済事業を行う組合の名称

二 被共済者及び共済金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名

三 当該特定共済契約の種類及びその内容

四 共済の目的及びその価額

五 共済金額

六 共済期間の始期及び終期

七 共済掛金及びその支払方法

八 当該特定共済契約の成立の年月日

九 当該特定共済契約に係る手数料等に関する事項

十 利用者の氏名又は名称

十一 利用者が当該共済事業を行う組合又は当該共済代理店がその委託を受けた共済事業を行う組合に連絡する方法

2

一の特定共済契約の締結について共済事業を行う組合及び共済代理店が法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により利用者に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第

二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第二十五条の二十五 契約締結時交付書面に係る法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十条の規定並びに第二十五条の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する禁止行為)

第二十五条の二十六 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(新設)

(新設)

一 第十九条第一項各号に掲げる行為

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とはみなされる者を除き、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。

）に対して、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介をすることを  
する行為

三 特定共済契約の締結又は解約に関し、利用者（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

2 第十九条第二項から第八項までの規定は、前項第一号の規定の適用について準用する。

(行為規制の適用除外の例外)

第二十五条の二十七 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する主務省令で定める場合は、同項において準用する同法第三十七条の四の規定の適用については、利用者の締結した特定共済契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

(連結会計年度)

第五十条 各事業年度に係る連結決算関係書類(令第二十四条第一項において読み替えられた会社法第四百四十四条第一項の規定による連結決算関係書類をいう。以下同じ。)の作成に係る期間(以下「連結会計年度」という。)は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。

(組合の事業活動の概況に関する事項)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 特定共済組合等については、前二項の規定のほか、共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第五十八条の四の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)を組合の事業活動の概況に関する

(新設)

(連結会計年度)

第五十条 各事業年度に係る連結決算関係書類(令第二十条第一項において読み替えられた会社法第四百四十四条第一項の規定による連結決算関係書類をいう。以下同じ。)の作成に係る期間(以下「連結会計年度」という。)は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。

(組合の事業活動の概況に関する事項)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 特定共済組合等については、前二項の規定のほか、共済金等(法第五十八条第六項の共済金等をいう。以下同じ。)の支払能力の充実の状況を示す比率(法第五十八条の四の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比

る事項の内容としなければならない。

(会計監査人監査組合の特則)

第八十七条 会計監査人監査組合にあつては、次に掲げる事項を事業報告書の内容としなければならない。

一～四 (略)

五 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該組合の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が当該組合の子会社等(重要なものに限る。)の決算関係書類又は連結決算関係書類(これらに相当するものを含む。)の監査(法、会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

六 (略)

(令第二十五条第一項に係る電磁的方法)

第七十七条 令第二十五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

率をいう。以下同じ。)を組合の事業活動の概況に関する事項の内容としなければならない。

(会計監査人監査組合の特則)

第八十七条 会計監査人監査組合にあつては、次に掲げる事項を事業報告書の内容としなければならない。

一～四 (略)

五 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該組合の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が当該組合の子会社等(重要なものに限る。)の決算関係書類又は連結決算関係書類(これらに相当するものを含む。)の監査(法、会社法又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

六 (略)

(令第二十一条第一項に係る電磁的方法)

第七十七条 令第二十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)



(出資一口の金額の減少等の場合に催告を要しない債権者)

第百十四条 令第二十六条に規定する債権者で主務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。

第百十七条 法第五十七条の五第三号の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 その発行する株式が金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五号において同じ。)に上場されている株式会社が発行する社債(前号に掲げるものを除く。)又は約束手形(同条第一項第十五号に掲げるものをいう。)(事業所管大臣(企業組合にあつては、その行う事業を所管する大臣とする。第五号において同じ。))の指定するものに限る。)

四 (略)

五 その発行する株式が金融商品取引所に上場されている株式会社が発行する株式(事業所管大臣の指定するものに限る。)

六 (略)

(共済事業の運営に関する措置)

第百二十五条 共済事業を行う組合は、法第五十八条の五の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

(出資一口の金額の減少等の場合に催告を要しない債権者)

第百十四条 令第二十二條に規定する債権者で主務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。

第百十七条 法第五十七条の五第三号の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 その発行する株式が証券取引所に上場されている株式会社が発行する社債(前号に掲げるものを除く。)又は約束手形(証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものをいう。)(事業所管大臣(企業組合にあつては、その行う事業を所管する大臣とする。第五号において同じ。))の指定するものに限る。)

四 (略)

五 その発行する株式が証券取引所に上場されている株式会社が発行する株式(事業所管大臣の指定するものに限る。)

六 (略)

(共済事業の運営に関する措置)

第百二十五条 共済事業を行う組合は、法第五十八条の五の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〇四 (略)

五 共済代理店を置く組合にあつては、次に掲げる基準を満たすために必要な措置

イ〜ハ (略)

ニ 当該共済代理店が保険募集を併せ行う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行うこと。

(1) (3) (略)

六 (略)

(保険契約と共済契約との誤認防止)

第二百二十六条 共済事業を行う組合は、法第九条の二第六項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）又は法第九条の七の二第二項の規定により保険募集を行う場合には、契約の種類に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行わなければならない。

一〇三 (略)

(共済事業を行う組合の内部規則等)

一〇四 (略)

五 共済代理店を置く組合にあつては、次に掲げる基準を満たすために必要な措置

イ〜ハ (略)

ニ 当該共済代理店が保険募集を併せ行う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行うこと。

(1) (3) (略)

六 (略)

(保険契約と共済契約との誤認防止)

第二百二十六条 共済事業を行う組合は、法第九条の二第六項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）又は法第九条の七の二第二項の規定により保険募集を行う場合には、契約の種類に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行わなければならない。

一〇三 (略)

(共済事業を行う組合の内部規則等)

第二百二十九条 共済事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（吸収合併消滅組合の事前開示事項）

第百四十六条 法第六十三条の四第一項に規定する吸収合併契約の内容容その他主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 吸収合併消滅組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続組合以外の法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式、持分、社債等その他これらに準ずるものである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅組合の総組合員の同意を得た場合を除く。）において、次のイからハまでに掲げるときは、当該イからハまでに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称に係る事項を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

第二百二十九条 共済事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（吸収合併消滅組合の事前開示事項）

第百四十六条 法第六十三条の四第一項に規定する吸収合併契約の内容容その他主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 吸収合併消滅組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続組合以外の法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式、持分、社債等その他これらに準ずるものである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅組合の総組合員の同意を得た場合を除く。）において、次のイからハまでに掲げるときは、当該イからハまでに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称に係る事項を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ (略)

ロ 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するものの内容を法令の規定に基づき公告（会社法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしているもの又は金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合 当該法人等の過去五年間の貸借対照表その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容

ハ (略)

四〇七 (略)

(届出事項等)

第七十二条 法第六条の三第六号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

二〇三 (略)

4 第一項第三号に規定する不祥事件とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〇二 (略)

イ (略)

ロ 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するものの内容を法令の規定に基づき公告（会社法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしているもの又は証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合 当該法人等の過去五年間の貸借対照表その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容

ハ (略)

四〇七 (略)

(届出事項等)

第七十二条 法第六条の三第六号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

二〇三 (略)

4 第一項第三号に規定する不祥事件とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〇二 (略)

<p>三 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百条第一項の規定又は法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号までの規定に違反する行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>三 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反する行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
---	---

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（中小企業等協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 共済事業を行う組合（改正法第十条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「新中小企業等協同組合法」という。）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う新中小企業等協同組合法第三条に規定する組合をいう。以下同じ。）又は共済代理店（新中小企業等組合法第九条の七の五第二項に規定する共済代理店をいう。以下同じ。）が施行日以後に利用者（当該組合との間で施行日前に特定共済契約（新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）に相当する契約を締結した者又は当該共済代理店による代理若しくは媒介により施行日前に特定共済契約に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定共済契約の締結又はその代理若しくは媒介をしようとする場合における新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項（新中

小企業等協同組合法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、当該利用者が施行日から起算して三月以内に当該特定共済契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、共済事業を行う組合又は共済代理店は、特定共済契約が成立したときは、遅滞なく、同項の利用者に対し、契約締結前交付書面（この命令による改正後の小企業等協同組合法施行規則（以下「新中小企業等協同組合法施行規則」という。）第二十五条の十五第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。）を交付しなければならない。

第三条 新中小企業等協同組合法施行規則第二十五条の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定共済契約に相当する契約は、同号の特定共済契約とみなす。

第四条 新中小企業等協同組合法施行規則第二十五条の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。